

Title	地方自治体の政策パフォーマンスに対する住民参加の 効果 : フィリピンを例として
Author(s)	西村, 謙一
Citation	阪大法学. 2021, 70(6), p. 67-101
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87333
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

地方自治体の政策パフォーマンスに対する住民参加の効果

――フィリピンを例として

西

村

謙

| 問題の設定-住民・首長関係と自治体パフォーマンス

はじめに

(1) サーヴェイ・データの概要 分析のためのデータ

(3) 波说阴変数の作成(2) 説明変数の作成

(3)被説明変数の作成

(4) 統制変数の作成

分析―重回帰分析の実施

(1) 首長と住民との接触頻度分析結果と解釈

五. 四

② NGOおよび住民組織(PO)との接触

(2) 首長の政治的志向性 3 一般住民との接触

(阪大法学) 70 (6-67) 1353 [2021.3]

統制変数の地方自治体パフォーマンスに対する効果

3

NGOおよびPOの性格

- 地方自治体の属性--財政要因
- 地方自治体の属性 -地理的要因
- 3 2 地方議会議員との接触
- 財政支援―上院議員および各省長官

4

六 考察とまとめ

首長の属性

はじめに

Aquatic Resources Management Councils)など、関係住民やその団体、NGOの参加を前提として組織された会 rangay Agrarian Reform Committee)、一九九八年漁業法における漁業・水産資源管理評議会 農地改革調整委員会(Provincial Agrarian Reform Coordinating Committee)やバランガイ農地改革委員会 に強化した。このほかにも、一九八八年包括的農地改革法(Comprehensive Agrarian Reform Law)における州 は、地方自治体の権限と財政基盤を強化して地方自治体の自律性を強化するとともに、住民参加の法的基盤を大幅 して位置づけられた(De Guzman and Reforma 1993=1998: Brillantes and Sonco II 2011)。一九九一年地方政府法 フィリピンの地方分権化は、マルコス政権崩壊後の民主化過程で市民の政治参加を促進するための重要な要素と (Fisheries and

議は多くみられる。

このような制度変化のもとで、行政権限を拡大した首長が地方政治行政の支配を強化する現象が観察される一方

(阪大法学) 70 (6-68) 1354 (2021.3)

自ではない るケースも見られるようになったほか 地方の政治行政を独占的に支配してきた政治家一 人物がNGOやPOの支持を得て首長に選出される事例も出 Hiskey 2010)′ NGOや住民組 (Abinales & 織 族出身の若い世代の政治家の中にはNGOなどとの連携を模索す (以下PO) Amoroso 2005; の政策過程 Kawanaka 2002)、政治家一族などエリー てい 0 る 参加事例 (東江 2017)° は増 加した。 例えば、 従来、 出

合体は、 な国 労働者に有利な形の農地改革法案など) W る [民の利害を代弁する組織 ルコス政権崩壊後にはさまざまな市民社会組織が結成され、 (Villanueva 1997)。そして、 つまり、 以 前のようにただ政府を批判するだけでなく、 それまではエリートが支配する政治の場には上らなかったような政策課題 (NGOやPO) の幅広い連合体がいくつも結成されている状況がある。これら 地方政治行政の場におけるNGOやPOをはじめとする市民社会組織 が政策過程にインプットされるようになったが、 具体的な代替案を政策過程に提示する志向性を強 新しい政治的イシューが取り上げられるようにな その背景には、 (例えば、 小作農や農業 の存 在は Ó 7 連

理の 政へ の住 従来の政治 る住民参加 nac et al. 2001)° の配慮を促し の参加を可能にする 几 民参加とNGOによる継続的な支援があることによって、 \mathcal{H} 事例を集約して分析した Pollnac らによれば、 0 エリートによる地方政治の支配に対抗して、これまでは政策過程から疎外されていた一 般的な影響を明らかにするには、 (佐久間 しかし、これらの研究は個別事例の分析にとどまっており、 2012)、よりよいガバナンスの実現へと導くことが期待されている。 (Wurfel 2006)° このような地方行政への住民参加は、 大規模サーヴェイに基づいた統計学的分析が必要である。 地方自治体による適切な資源投 海洋保護区の効果的な運営が可能になった 地方自治体のパ 地方政治家に対して住民のニ 入に加えて、 フ 例えば、 オー 般住民 高 マンスに対す 海洋環 1 地 境管 方行 1

(阪大法学) 70 (6-69) 1355 [2021.3]

小林・大崎 ンスの関係について統計学的手法を用いて分析し、行政管理と社会政策の二項目において住民と首長の接触がより における開発評議会の効果」永井・岡本・小林編著 いて分析を行った(小林・大崎 いて、首長-―」(研究代表者:永井史男・大阪市立大学大学院法学研究科教授)を実施し、これによって得られたデータを用 盤研究A 「はじめに」で示した問題意識をもとに、われわれは、 (海外学術) 地方自治体のパフォーマンスが向上することを示した。しかし、彼らの分析では、NGO、 (2019)-住民関係が地方自治体のパフォーマンスに及ぼす影響の普遍性を確認するために、 は、首長と住民 「東南アジアにおける地方自治サーヴェイ調査―タイ, (2019)「フィリピンの社会関係資本」および西村(2019a)「フィリピン地方自治 N G O PO、民間企業、 (2019)『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析』)。 二〇〇九年から二〇一二年まで文部科学省科学研究費基 一般住民) の接触頻度と地方自治体のパフォーマ インドネシア、フィリピンの比較 統計学的手法を用 Р

(阪大法学) 70 (6-70)

1356 (2021.3)

は明らかではない。さらに、 議会メンバーがすべて集まって開催される総会の開催回数が多いほど地方自治体のパフォーマンスが向上すること 自治体のパフォーマンスにどのような影響を及ぼすのかについて、統計学的手法を用いて分析した。 住民代表が参加する地方開発評議会の実施状況に関するデータを独立変数として用いて、 次に、西村 (2019a)しかし、 は、首長をはじめとする地元政治家や下院議員代表、NGO、 西村の分析では、 もともと住民参加志向の首長が高いパフォーマンスを導いた可能性も考えられるほか、 総会における住民代表と首長との接触強度のパフォーマンスへの影響 PO、民間セクターなどの 評議会の実施状況が地方 その結果、

一般住民を一括して「住民」としており、

四者のうちだれの影響が強いのかは不明である。

した回帰分析を実施する。

についても検討する必要がある。(3) クター)としてではなく協力パートナーとして活動しているか否か NGOやPOと地方自治体との関係性 -NGOやPOが地方自治体にとっての がパフォーマンスに影響を与えている可 陳情者 (個別 利益の実現を目指すア 能性

分析するとともに、 自治体のパフォーマンスに与える影響を明らかにし、また、首長とNGOとの関係性のパフォーマンスへの影響を そこで、本稿では、住民をNGO、 首長の政治的志向性 Р (住民参加志向か否か) 民間企業、 一般住民の四者に分けて、 のパフォーマンスに対する効果を測る。 各々の首長との接触頻 変が 地方

РО

オー 首長 解決するパートナーとして機能するとパフォーマンスが向上するのか。 これらの問 具体的には、 (の接触頻度が高いと地方自治体のパフォーマンスが向上するのか。(二) マンスが向上するのか。 いに回答を得るために、サーヴェイで得られたデータの中 以下の問いについて統計学的分析を行う。 =NGOやPOが地方自治体に対する陳情者としてではなく公共問題を協力して () NGO から接触頻度、 首長が住民参加志向であれば 民間企業、 首長の政治志向、 般住民のそれぞれと N G Ŏ の パフ

cal Governance Performance 性格についてのデー タを説明変数とし、 Management System フィリピン内務自治省が開発した地方自治体のパ (以下LGPMS) のパフォーマンス・スコアを被説明変数と フ オ 1 マンスを測る

論

説

1 サーヴェイ・データの概要

び幹部職員を対象とした調査票調査を実施し、フィリピンでの実査は現地の世論調査会社 Social Weather Stations タイ―における地方自治体のパフォーマンスを規定する要素を明らかにすることを目的に、地方自治体の首長およ れた。この研究では、東南アジア諸国の中で最も本格的な分権化を経験した三か国―フィリピン、インドネシア、 分析に用いるデータは、上述の科研費基盤研究A「東南アジアにおける地方自治サーヴェイ調査」によって得ら 70 (6-72)

(SWS)に委託して二○一一年から二○一二年にかけて行われた。

州一五一五の地方自治体(百三十五市および一三八〇町)のうち(二〇一一年二月八日現在)、三〇〇政府 市・町別では九三市、二〇七町となった。 して三○○の地方自治体を系統抽出した。対象となった地方自治体は、一六地方七八州のうち一六地方七一州に分 よび町)を一段無作為抽出法によって抽出した。すべての地方自治体に北から母集団番号をつけ、人口規模を考慮 調査対象は、政治情勢が不安定で調査の困難さが予想されたムスリム・ミンダナオ自治地域を除く十六地域七八 島グループ別の内訳は、ルソン島から一七○、ビサヤ諸島から六七、ミンダナオ島から六三である。 (市お

(C/MPDC)) 用の二種類の調査票を作成し、 ユーを行った。 調査に際しては、首長用と地方自治体の計画開発調整官(city/municipal planning and development coordinator 地方自治体の幹部職員としては、 それぞれの地方自治体について、首長と計画開発調整官にインタビ 計画開発調整官以外にも、 行政管理官 (administrator) 課税審

話題に関するデータを用いて説明変数を作成する。

査官 発調整官を調査対象にしたのは、 (assessor) 会計官 (accountant)、予算官 地方自治体の開発計画策定という最も重要な政策過程に中心的に関わり、 (budget officer)、土木技官 (engineer) などがあるが、 また、 計

地方開発評議会の事務局を統括する職員が計画開発調整官である(地方政府法第一一三条)ことによる。 首長へのインタビューが二○一一年一一月一二日から二○一二年一一月二七日までの期間 画開

四月までの調査期間に対象者不在などの理由によって三名のインタビューを終えることができなかったため、二〇 整官へのインタビューが二〇一一年十月一二日から二〇一二年四月一九日までの期間に実施された。 計画開発調整官票のいずれも一〇〇パーセントであった(首長については、 SWSの調査員が二〇一二年 有効回収率は

(2) 説明変数の作成

二年一一月に日本から研究者が赴いて調査を実施した)。

の接触頻度に関するデータ、 首長への調査によって得られたデータの中から、 首長の政治的志向性に関するデータ、そして、NGOが首長と接触する際の 首長と住民(NGO、 P 民間企業、 主な 般住

次の頻度の選択肢を示して、「下のリストに挙げた人々とはどの程度の頻度で会いますか?」という質問への を求めた。 団体のメンバー」、「民間企業関係者」、「NGO、市民団体、 長と住民の接触頻度については、「NGOメンバー」、「地元POのメンバー」、「ロータリークラブなどの 「週数回」、「週一回」、「月二・三回」、「月一回」、「年数回」、「なし」(表一)。 地元POメンバー以外の一般住民」それぞれについて、 回答

長の政治的志向性については、良い地方統治についての首長の意見を聞いたが、その際に、

次の選択肢を示

阪大法学)70(6-73) 1359〔2021.3〕

説 た。「プロジェクトをより低コストでより迅速に実施すること」、「コストやスピードには拘らずに可能な限り広範 な有権者を満足させること」。この選択肢の中で後者を選択した場合を「住民参加志向」の首長とし、 前者を選択

論 した場合を「リーダーシップ重視」の首長とした(表二)。

NGOが首長と接触する際の主な話題については、NGOが個別利害の実現をめざす「陳情者」(これはNGO

1360

[2021.3]

身の新規プロジェクト」が含まれている場合は、NGOが「陳情者」として首長に接触しているものとし、 題」、「新規条例」、「その他」の選択肢の中から二つまで選択するよう首長に求めた。そして、回答の中に 治体の新規プロジェクト」、「団体自身の新規プロジェクト」、「市/町の社会問題」、「自治体の行政運営に関わる問 観点でデータを整理した。調査では、「NGOとの間で最も頻繁に議論する問題は何か」という問いに対して、「自 ていない場合は「パートナー」として接触しているものとした(表三)。 一団体自

地域のさまざまな問題について地方自治体と協力して取り組む「パートナー」として首長に接触するのか、という が首長によって組織されるなど首長と近い場合、しばしばレント・シーカーになる)として首長に接触するのか、

(阪大法学) 70 (6-74)

団体」)と首長の接触頻度は下がる。月数回以上ビジネス関係者と会っている首長は一一三人(三七・七%)、「エ に対して、ビジネス関係者やロータリークラブなどの地域有力者で組織される civic group(「以下、 っている。 住民の次に頻繁に接触しているのは、NGOとPOである。両者ともに、八七人(二八%)の首長が週一回以上会 セージなどでのやり取りも含めれば、首長はほぼ日常的に一般住民と接触していることが推察される。首長が一般 般住民と接触している。このデータは、実際に「会った」回数を示しているため、電話やメール、 表一からは、首長が一般の住民と最も頻繁に接触していることがわかる。三分の二以上の首長は、 月数回以上にまで頻度を下げれば、およそ半数の首長がNGOやPOと接触していることになる。これ エリート ショート 週に一回以上 -メッ

表1 各アクターとの接触頻度

	NGO	PO	Civic Group	Business	Common Residents
週数回	53	49	28	45	181
週1回	34	38	24	25	24
月2・3回	55	54	37	43	25
月1回	77	80	64	72	23
年数回	76	74	90	98	44
なし	5	5	57	17	3
合計	300	300	300	300	300

NGO の性格 表3

	度数
陳情者	101
パートナー	196
不明·無回答	3
合計	300

表 2 首長の政治的志向性

	度数
リーダーシップ重視	179
住民参加志向	121
合計	300

情があるだろう。そして、一般住民やNGOとP

の数が少ない(あるいは存在しない)といった事

自治体などの場合、「エリート市民団体」

や企業

この背景には、特に地方の農村地域に位置する

〇の接触頻度が相対的に多いことは、

地方分権化

の下でこれらの住民や組織が地方行政過程に参画

この関係性の下では、一般住民は首長に対してさ 規定してきたことの反映であるとも考えられる。 も多いという事実は、 えるだろう。他方で、一般住民と首長の接触が最 ロン―クライアント関係が首長と住民の関係性を する法的基盤を獲得したことを反映しているとい フィリピンに伝統的なパ

 \vdash

するのである。

に応えることによって住民の支持を確保しようと

まざまな便宜を求めてアプローチし、首長はそれ

表二に示されたデータは、

首長の権限を強化

す

ト市民団体」 の場合は八九人(二九・七%)

にまで減少する。

(阪大法学) 70 (6-75) 1361 [2021.3]

説 る一方で地方行政への民間参加を促す一九九一年地方政府法の特性を反映するものとなっているように思われ

論 はいえ、多くの地方自治体では歳出の多くを人件費などの義務的経費が占めており、各種事業のための予算が不足 地方政府法は、 行政への住民参加を促進するさまざまな仕組みを地方自治体に導入した。また、 の財源を拡大し予算編成上の自由度も高めた(佐久間 2012)。他方で、「はじめに」でも見たように、 地方自治体に多くの行政権限を与え、これに付随して首長の人事権を拡大強化するとともに、 制度的には財源拡大がなされ 同法は地方 地方

長が一定程度 性を増している。これらのことから、 しているといわれる中で(Brillantes Jr. and Sonco II 2011)、民間セクターとの協力は事業の遂行にとっての (四割) 存在するという結果になったと推察される。 自らのリーダーシップを重視する首長が六割を占める一方で、 住民志向 [の首

首長と接触するNGOやPOの三分の二が地方自治体や地域社会が直面する諸問題の解決や地

方自治体

(阪大法学) 70 (6-76)

表三は、

三分の一程度存在することを示す。フィリピンでは、 体の支援を求めるPOと地域社会や地方自治体自身の抱える課題への支援を志向するNGOの間で、 題の解決や地域開発の支援を中心に活動するといった定義づけがなされるが、われわれのサーヴェイにおいてもこ 決を主な活動方針とするのに対して、NGOは必ずしも地元住民によって構成されるわけではなく、 コンタクトを取る際のスタンスが分かれていることを反映しているとも考えられる。 の定義に基づいて首長への聞き取りを行った。このため、表三に示された結果は、 の事業への協力を行うというスタンスをとる一方で、自らのプログラムに対する地方自治体の支援を求める団体も POが地元住民によって組織されて自らの直面する問題 自らのプログラムへの地方自治 また、社会問 地方自治体と の解

1362 (2021.3)

表 4 被説明変数の記述統計 (LGPMS 2011年)

		度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
	自治立法	300	1.33	5.00	3.86	0.741
Z=TLAATH IN . N I N . N	開発計画 歳入確保	300 300	2.04 1.63	5.00 5.00	4.57 3.78	0.511 0.690
行政管理ガバナンス	資源配分利用	300	1.00	5.00	3.54	0.815
	住民対応 人的資源管理	300 300	3.10 1.80	5.00 5.00	4.68 4.75	0.363 0.549
	保健サービス	300	2.97	5.00	4.71	0.363
社会政策ガバナンス	教育サービス支援 住宅・基礎インフラ	300 300	2.00 1.00	5.00 5.00	4.49 4.05	0.575 1.299
	治安・災害リスク管理	300	2.60	5.00	4.03	0.460
VV intraction in the second	農業支援	277	1.42	5.00	4.24	0.687
経済政策ガバナンス	漁業支援 企業·工業開発	161 300	1.00 1.58	5.00 5.00	3.97 4.07	0.868 0.738
	森林環境管理	201	1.00	5.00	4.75	0.713
環境政策ガバナンス	淡水環境管理 沿岸海洋環境管理	250 162	1.00	5.00 5.00	4.53 4.84	0.995 0.549
	都市環境管理	300	1.48	5.00	4.01	0.655
	参加	300	2.00	5.00	4.33	0.635
ガバナンスの評価基礎	透明性 財政情報の開示	300 300	1.27 2.99	5.00 5.00	4.58 4.63	0.584 0.317

計し公表しており、(一) 行政管理ガバナンはフィリピン内務自治省が二〇〇九年から集

と二〇一二年のデータを用いる。

L G P

M S ンスを評価するLGPMSから、二〇一一

年 マ

被説明変数として地方自治体のパフォー

ある。この中で、度数が小さい評価項目 表五(LGPMS 二〇一二年)のとおりで 評価分野の評価項目と各々の項目の記述統計 を一、最高点を五とする五段階で地方自治体 策ガバナンス、 ス、(二)社会政策ガバナンス、(三)経済政 のパフォーマンスを評価するものである。 てそれぞれ下位の評価項目を設定し、 (五) ガバナンスの評価基礎の五分野につい 表四 漁業支援、森林環境管理、 (LGPMS 二〇一一年) および (四)環境政策ガバナンス、 淡水環境 最低点 農

(3)被説明変数の作成

表 5 恢就明复数仍正型税司 (LGPMS 2012年)						
		度数	最小値	最大値	平均值	標準偏差
行政管理ガバナンス	自治立法	299	1.45	5.00	3.87	0.739
	開発計画	299	1.56	5.00	4.62	0.511
	歲入確保	299	1.96	5.00	3.86	0.684
	資源配分利用	299	1.00	5.00	3.56	0.823
	住民対応	299	1.90	5.00	4.71	0.381
	人的資源管理	299	2.20	5.00	4.78	0.498
社会政策ガバナンス	保健サービス 教育サービス支援 住宅・基礎インフラ 治安・災害リスク管理	299 299 298 298	3.18 2.30 1.00 2.52	5.00 5.00 5.00 5.00 5.00	4.76 4.57 4.24 4.45	0.299 0.512 1.229 0.431
経済政策ガバナンス	農業支援	276	1.15	5.00	4.29	0.671
	漁業支援	160	1.08	5.00	4.08	0.785
	企業·工業開発	299	1.86	5.00	4.11	0.761
環境政策ガバナンス	森林環境管理	196	1.00	5.00	4.66	0.854
	淡水環境管理	256	1.00	5.00	4.62	0.935
	沿岸海洋環境管理	159	1.00	5.00	4.80	0.659
	都市環境管理	298	1.73	5.00	4.07	0.654
ガバナンスの評価基礎	参加	298	1.00	5.00	4.44	0.624
	透明性	298	2.60	5.00	4.69	0.407

298

3.12

(市=

町

上

5.00

4.63

成

被説明変数の記述統計 (LCPMS 2012年)

下院議員の財政支援の強弱 治体/それ以外の地方自治体(ミンダナオ のダミー変数)、④ミンダナオ地方の地方自 の地方自治体(ビサヤ=一、ビサヤ以外= 数)、③ビサヤ地方の地方自治体/それ以外 析モデルに投入する。①市/町 があるため、以下のものを統制変数として分 の変動に影響を与えうる要素を考慮する必要 二以下(一以上=一、二以下=○のダミー ○のダミー変数)、②歳入クラス一以 説明変数以外に地方自治体パフォーマンス ミンダナオ以外=〇のダミー変数)、 - 変数)、 ⑥上院議員 統制変数の作

財政情報の開示

弱 0)

(強

弱=〇のダミー変数)、⑦各省

(強= 0

> 弱 Ш

(5)

財政支援の

強 0

ダミー

管理、 欠損値が多いため分析対象から外す。 沿岸海洋環境管 理 は、 非該当による

0.309

れ以外 ⑨ 市 イ長との接触頻度 長官財政支援の強弱 町 (ビジネス出 議会議員との接触頻度 (週数回、 |身| (強 _ 週一 ビジネス以外=〇のダミー 弱 (週数回、 回 =〇のダミー変数)、 月二・三回、 週 回 月一 月二・三回、 ⑧民間の財政支援の強弱 - 変数)、 回 年数回、 ⑫新公共経営 月一 なしの順序尺度)、 回 年数回、 N P M (強 なしの順序尺度)、 ⑪ビジネス一族出身/そ 型首長/それ以外 弱 = (のダミー変数)、 ⑩バランガ Ñ P

各々の統制変数の度数分布は以下の表六から表九のとおりである。M型首長=一、それ以外=○のダミー変数)。

四 分析―重回帰分析の実施

オー および表十一(二〇一二年LGPMS)に示されている。 首長の各種の地元住民との接触頻度、 マンスとの関係を明らかにするために、 首長の政治志向、 重回帰分析を実施した。その結果は表一○(二○一一年LGPMS) 首長と接触するNGOやPOの性格と地方自治体の パ

フ

表 6 地方自治体の属性

市/町	度数	歳入クラス	度数	地方	度数	地方	度数
町	207	クラス2以下	156	ビサヤ以外	233	ミンダナオ以外	237
市	93	クラス1以上	144	ビサヤ	67	ミンダナオ	63
合計	300	合計	300	合計	300	合 計	300

表 7 財政支援の強弱

	下院議員	上院議員	各省長官	民間
	度 数	度 数	度 数	度 数
弱い支援	83	193	154	135
強い支援	217	107	146	165
合 計	300	300	300	300

表8 首長の属性

	度 数		度 数
非ビジネス家族出身	175	非 NPM 型首長	50
ビジネス家族出身	125	NPM 型首長	250
合 計	300	合 計	300

表 9 地元政治家との接触頻度

接触頻度	バランガイ長	地方議員
	度 数	度 数
週数回	139	123
週1回	42	103
月2・3回	41	29
月1回	59	27
年数回	18	16
無回答	1	2
合計	300	300

地方自治体の政策パフォーマンスに対する住民参加の効果

表10-1 重回帰分析の結果 (自治体のパフォーマンス 2011年 LGPMS)

		従属	変数	
	開発計画	ij	資源配分	利用
説明変数				
首長が住民参加志向	0.024		-0.030	
パートナー NGO	-0.042		0.028	
NGO 接触頻度	-0.143		-0.119	
PO 接触頻度	0.159	†	0.119	
「エリート市民団体」接触頻度	-0.034		0.007	
ビジネス接触頻度	0.009		-0.118	
一般住民接触頻度	0.034		-0.117	†
統制変数				
市/町	0.257	***	0.329	***
歳入クラス1以上/歳入クラス2以下	0.144	*	0.222	***
ビサヤ地方自治体	-0.044		-0.108	†
ミンダナオ地方自治体	-0.044		-0.144	*
下院議員財政支援の強弱	-0.075		-0.032	
上院議員財政支援の強弱	0.020		0.024	
各省長官財政支援の強弱	0.050		-0.061	
民間財政支援の強弱	0.044		0.005	
地方議員接触頻度	-0.051		0.079	
バランガイ長接触頻度	0.081		0.081	
ビジネス一族出身首長	-0.063		-0.061	
NPM 型首長	-0.009		-0.027	
決定係数	0.099		0.165	

表10-2 重回帰分析の結果(地方自治体のパフォーマンス 2011年 LGPMS)

		従属変数			
	保健サート	ごス	教育サービス	ス支援	
説明変数					
首長が住民参加志向	0.007		0.031		
パートナー NGO	-0.059		-0.102	†	
NGO 接触頻度	-0.036		-0.086		
PO 接触頻度	-0.094		-0.068		
「エリート市民団体」接触頻度	0.124		0.078		
ビジネス接触頻度	0.139	†	0.172	*	
一般住民接触頻度	-0.028		0.080		
統制変数					
市/町	0.195	**	0.217	***	
歳入クラス1以上/歳入クラス2以下	0.041		0.188	**	
ビサヤ地方自治体	-0.053		-0.132	*	
ミンダナオ地方自治体	-0.080		-0.076		
下院議員財政支援の強弱	-0.040		0.028		
上院議員財政支援の強弱	-0.098		0.070		
各省長官財政支援の強弱	0.008		-0.156	**	
民間財政支援の強弱	0.008		0.132	*	
地方議員接触頻度	-0.003		0.058		
バランガイ長接触頻度	0.057		-0.050		
ビジネス一族出身首長	-0.081		-0.040		
NPM 型首長	0.098	†	-0.023		
決定係数	0.078		0.173		

地方自治体の政策パフォーマンスに対する住民参加の効果

表10-3 重回帰分析の結果(地方自治体のパフォーマンス 2011年 LGPMS)

従属変数				
治安・災害リスク管理	企業・工業開発			
0.026	-0.158 **			
0.090	-0.130 *			
-0.028	-0.060			
-0.020	0.083			
0.163 *	0.030			
0.015	0.004			
0.041	0.027			
0.276 ***	0.011			
0.125 *	0.084			
-0.006	-0.130 *			
-0.062	-0.048			
-0.017	-0.044			
0.015	-0.037			
-0.041	-0.044			
0.093	0.101			
-0.064	0.024			
0.044	0.016			
0.016	-0.073			
-0.024	0.077			
0.129	0.043			
	 治安・災害リスク管理 0.026 0.090 -0.028 -0.020 0.163 0.015 0.041 0.276 -0.025 -0.006 -0.062 -0.017 0.015 -0.041 0.093 -0.064 0.044 0.016 -0.024 			

表10-4 重回帰分析の結果 (地方自治体のパフォーマンス 2011 年 LGPMS)

	被説明変	被説明変数		
	財政情報の開示			
説明変数				
首長が住民参加志向	-0.128	*		
パートナー NGO	-0.051			
NGO 接触頻度	-0.120			
PO 接触頻度	0.116			
「エリート市民団体」接触頻度	0.191	*		
ビジネス接触頻度	-0.038			
一般住民接触頻度	-0.017			
統制変数				
市/町	0.085			
歳入クラス1以上/歳入クラス2以下	0.142	*		
ビサヤ地方自治体	-0.118	†		
ミンダナオ地方自治体	-0.096			
下院議員財政支援の強弱	-0.025			
上院議員財政支援の強弱	0.034			
各省長官財政支援の強弱	-0.017			
民間財政支援の強弱	0.123	*		
地方議員接触頻度	-0.118	†		
バランガイ長接触頻度	0.005			
ビジネス一族出身首長	-0.052			
NPM 型首長	-0.022			
决定係数	0.108			

地方自治体の政策パフォーマンスに対する住民参加の効果

表11-1 重回帰分析の結果(地方自治体のパフォーマンス 2012年 LGPMS)

	従属変数					
	開発計画		歳入確保		資源配分利用	
説明変数						
首長が住民参加志向	0.058		0.045		-0.120	*
パートナー NGO	-0.046		0.031		0.035	
NGO 接触頻度	-0.136		-0.088		-0.049	
PO 接触頻度	0.144		0.104		0.073	
「エリート市民団体」接触頻度	-0.040		-0.131	†	-0.047	
ビジネス接触頻度	0.056		0.165	*	-0.081	
一般住民接触頻度	0.161	*	0.121	†	0.016	
統制変数						
市/町	0.257	***	0.077		0.379	**
歳入クラス1以上/歳入クラス2以下	0.147	*	0.137	*	0.236	**
ビサヤ地方自治体	-0.053		-0.036		-0.102	7
ミンダナオ地方自治体	-0.011		-0.089		-0.100	1
下院議員財政支援の強弱	-0.013		-0.087		-0.034	
上院議員財政支援の強弱	0.020		0.133	*	0.054	
各省長官財政支援の強弱	-0.058		-0.080		-0.061	
民間財政支援の強弱	0.093		0.097		0.064	
地方議員接触頻度	-0.043		0.020		0.109	-
バランガイ長接触頻度	0.026		-0.070		0.007	
ビジネス一族出身首長	0.028		-0.072		-0.028	
NPM 型首長	-0.069		0.006		-0.095	†
決定係数	0.120		0.065		0.182	

表11-2 重回帰分析の結果(地方自治体のパフォーマンス 2012年 LGPMS)

		従属変数			
	保健サービス		教育サービス支援		
説明変数					
首長が住民参加志向	-0.003		0.048		
パートナー NGO	-0.046		-0.061		
NGO 接触頻度	-0.068		0.072		
PO 接触頻度	-0.030		-0.086		
「エリート市民団体」接触頻度	0.051		-0.108		
ビジネス接触頻度	0.044		0.131	†	
一般住民接触頻度	0.108	†	0.076		
統制変数					
市/町	0.268	***	0.266	***	
歳入クラス1以上/歳入クラス2以下	0.052		0.214	***	
ビサヤ地方自治体	0.027		0.037		
ミンダナオ地方自治体	-0.087		-0.027		
下院議員財政支援の強弱	0.077		-0.050		
上院議員財政支援の強弱	-0.078		0.134	*	
各省長官財政支援の強弱	-0.045		-0.024		
民間財政支援の強弱	0.082		0.113	†	
地方議員接触頻度	-0.022		0.035		
バランガイ長接触頻度	0.065		0.061		
ビジネス一族出身首長	0.010		-0.020		
NPM 型首長	0.097	†	-0.137	*	
決定係数	0.103		0.191		

地方自治体の政策パフォーマンスに対する住民参加の効果

表11-3 重回帰分析の結果(地方自治体のパフォーマンス 2012年 LGPMS)

	従属変数			
	企業・工業開発		財政情報の開示	
説明変数				
首長が住民参加志向	-0.018		0.019	
パートナー NGO	-0.115	†	-0.045	
NGO 接触頻度	-0.096		-0.205	*
PO 接触頻度	0.107		0.138	
「エリート市民団体」接触頻度	0.038		0.184	*
ビジネス接触頻度	-0.035		-0.034	
一般住民接触頻度	0.016		0.009	
統制変数				
市/町	0.115	†	0.036	
歳入クラス1以上/歳入クラス2以下	0.139	*	0.071	
ビサヤ地方自治体	-0.049		-0.206	**
ミンダナオ地方自治体	-0.025		-0.174	**
下院議員財政支援の強弱	0.042		-0.015	
上院議員財政支援の強弱	0.086		-0.024	
各省長官財政支援の強弱	-0.067		-0.091	
民間財政支援の強弱	0.114	†	0.060	
地方議員接触頻度	-0.080		-0.144	*
バランガイ長接触頻度	0.033		0.033	
ビジネス一族出身首長	0.030		-0.104	†
NPM 型首長	-0.057		0.090	
決定係数	0.048		0.102	

説

論

五 分析結果と解釈

分析の結果、以下の点が明らかになった。

(1) 首長と住民との接触頻度

・ ビジネス関係者との接触

た。また、二〇一二年のLGPMSでも、「教育サービス支援」のパフォーマンスが有意に高くなったほか、 MSでは、社会政策の分野の中で「保健サービス」および「教育サービス支援」のパフォーマンスが有意に高かっ (企業関係者)である。このケースでは、地方自治体のパフォーマンスは有意に高くなった。二〇一一年のLGP 首長と住民との接触頻度に関して、一貫した傾向を見出すことができる接触対象の一つめが、ビジネス関係者

管理の分野で「歳入確保」のパフォーマンスが有意に高かった。

は、「教育サービス支援」においてパフォーマンスが有意に高くなっているほか、ガバナンスの評価基礎分野の と首長の接触は、ビジネスからの財政的支援につながって地方自治体の「歳入確保」を強化し、 発」のパフォーマンスが、二〇一二年のLGPMSにおいて有意に高かった。これらのことから、 支援がより強いと地方自治体のパフォーマンスが高いことが示されている。たとえば、二〇一一年のLGPMSで 「財政状況の開示」の項目でもパフォーマンスが高くなった。さらに、「教育サービス支援」と「企業・工業開 ビジネスとの接触に関しては、統制変数としてモデルに投入した「民間の財政支援」でも、ビジネスからの財政 おもに社会政策分 ビジネス関係者

に高かった。この

る。

野 接触頻度の分析結果が、これを補足しているように思われる。 ビジネス関係者と首長の接触が地方自治体のパフォーマンスを高める点に関しては、「エリート市民団体」との の事業の効果を高めていると考えることができそうである。 は 元企業の経営者であることが多く、「エリート市民団体」 ロータリークラブなどの「エリート市民団体」 との接触はビジネス関係者との接触と類似

のメ

首長と「エリート市民団体」の接触頻度が高い場合は、 スが有意に高くなった。また、ガバナンスの評価基礎分野の「財政状況の開示」の項目でもパフォーマンスが有意 「エリート市民団体」との接触に関する分析結果は次のとおりである。まず、二〇一一 社会政策分野の「治安・災害リスク管理」 年の LGPMSに のパ フォー お いて、

効果をもたらすと考えられるためである。

この点については、「エリート市民団体」はビジネス関係者のように直接的に地方自治体の歳入創出に貢献するも のではなく、むしろ、地方自治体の説明責任を重視してある種の圧力を加える方向に作用していることが推測され 二〇一二年の「歳入確保」のパフォーマンスは、「エリート市民団体」 の接触頻度が高くなると有意に低下する。

「財政状況の開示」のパフォーマンスは、二〇一二年のLGPMSでも高くなっている。ただし、

2 NGOおよびPOとの接

元 P 次に、ビジネス関係者との接触ほど明瞭ではないものの、 〇およびNGOとの接触である。 ここでは、二〇一一年のLGPMSにおいて、 やはり一貫した傾向を観察することができるの 首長と地元PO 0 接触 が、 度 地

「開発計画」のパフォーマンスが有意に高くなった。

他方、

NGOとの接触頻度が

高

高

場合に行政管理分野の

1375 (2021.3) 70 (6-89)

説

くなった。

場合は、二〇一二年のLGPMSでガバナンスの評価基礎分野の「財政状況の開示」

のパフォーマンスは有意に低

3 般住民との接触

体のパフォーマンスを高める結果となった。すなわち、行政管理分野の「開発計画」、「歳入確保」の各項目でパフ 二〇一一年のLGPMSでは、一般住民の接触頻度がより多い場合、行政管理分野における「資源配分利用」のパ ォーマンスが有意に高くなったほか、社会政策分野の「保健サービス」の項目でも地方自治体のパフォーマンスは フォーマンスは有意に低くなった。他方、二〇一二年には、複数の項目で一般住民との接触頻度の多さが地方自治 首長が最も頻繁に接触している一般住民の場合は、二〇一一年と二〇一二年で異なる傾向が観察された。まず、

 $\widehat{2}$ 首長の政治的志向性

政策分野の「企業・工業開発」とガバナンスの評価基礎分野の「財政状況の開示」においてパフォーマンスが有意 自治体のパフォーマンスが悪化することが明らかとなった。具体的には、二〇一一年のLGPMSにおいて、 に低くなった。さらに、二〇一二年には行政管理分野で「資源配分利用」のパフォーマンスが有意に低かった。 向)という「政治的志向性」と地方自治体のパフォーマンスの関係については、首長が住民参加志向 首長が自らの政治的リーダーシップを重視するのか、より広範囲に住民の意見を聞こうとするのか の場合 (住民参加志

> (阪大法学) 70 (6-90) 1376 (2021.3)

低くなった。

パ

フォ

1

マンスが悪化する。そして、「企業・工業開発」は二〇一二年のLGPMSでもパフォーマンスが有意に

社会政策分野の「教育サービス支援」、経済政策分野の「企業・工業開発」の項目で地方自治体の

関わった場合、

(3) NGOおよびPOの性格

る。 悪化させるというものであった。具体的には、二〇一一年のLGPMSにおいて、 決の「パートナー」として接触する場合のどちらが地方自治体のパフォーマンスを向上させるのか、という点であ 0 簡 分析の結果は、 |GOおよびPOの性格と地方自治体のパフォーマンスの関係についても、一貫した傾向が観察された。ここで 61 は、 NGOやPOが地方自治体にとっての NGOやPOが「パートナー」として首長に接触する場合は、 「陳情者」として首長と接触する場合と地域開発や社会的問題解 NGOが「パートナー」として 地方自治体のパフォーマンスを

(4) 統制変数の地方自治体パフォーマンスに対する効果

① 地方自治体の属性―財政要因

以上の地方自治体のパフォーマンスは、 方自治体の属性として、 まず、 市と町および歳入クラスに焦点をあてて分析結果をみると、 町および歳入クラス二以下の地方自治体よりも有意に高いことが明ら 市および歳入クラ

かに

なった。

市

については、二〇一一年および二〇一二年の両年において、

行政管理分野と社会政策分野でパフォー

マンスが

(阪大法学) 70 (6-91) 1377 [2021.3]

説 でパフォーマンスが高かった。さらに、二〇一一年では「財政状況の開示」で、二〇一二年には「企業・工業開 クラス一以上の地方自治体の場合も、二〇一一年および二〇一二年の両年において、行政管理分野と社会政策分野 有意に高かったほか、二〇一二年には経済政策分野の「企業・工業開発」でもパフォーマンスが高くなった。

以上の結果が示すように、 財政規模の大きさは地方自治体のパフォーマンスを向上させる重要な要因となってい

発」でパフォーマンスが有意に高くなった。

2 地方自治体の属性 地理的要因

支援」と経済政策分野の「企業・工業開発」のパフォーマンスも二〇一一年において有意に低かった。 分利用」については、ビサヤ地方の自治体もミンダナオ地方の自治体も、二○一一年と二○一二年の両年ともにパ 地方は二〇一二年のパフォーマンスが有意に低かった。さらに、ビサヤ地方では、社会政策分野の「教育サービス フォーマンスが低く、これと関連する「財政状況の開示」のパフォーマンスもビサヤ地方は両年とも、 のパフォーマンスがルソン地方のそれと比較して有意に低いことが明らかになった。特に行政管理分野の 地方自治体のパフォーマンスを地域に焦点を当てて分析してみると、ビサヤ地方とミンダナオ地方の地 方自治体

(3) 地方議会議員との接触

(二〇一二年)。他方で、市町議会議員との接触頻度が高い場合、「財政状況の開示」のパフォーマンスは下がった 町議会議員とより頻繁に接触する場合において、 「資源配分利用」 のパフォー マンスが有意に高

とは「資源配分利用」(=予算配分)についての了解を議会から取り付け易くするであろうことを考えれば、 ラムや支持者への予算配分上の便宜を取り付けようとすること(いわゆるレント・シーキング) ンスが低下することについては、 配分利用」のパフォーマンスが上がることは理解しうるところである。他方で、「財政状況の開示」のパフォー (二〇一一年および二〇一二年)。 予算審議の過程で首長との間で取引をすることによって、 予算配分について承認する役割を担う地元議員が首長とより頻繁に接触するこ 議員らが自らのプ がその背景にある D グ 7

④ 財政支援―上院議員および各省長官

上院議員も各省の長官も、

地方自治体にとっては、

外部資金の調達先として重要な位置を占めていると考えられ

と考えることができるだろう。

援と併せれば、 予算を補う貴重な財源となるであろう。また、 Assistance Fund を持つ(二〇一二年当時は一人あたり二億ペソ)。これは、地方自治体にとっては不足しがちな 上院議員は、 特に財政力と専門性に欠ける農村部の自治体にとっては貴重な支援元となることが予想される。 使途を議員自らが決めることができるポークバレルと通称される Priority Development 自治体の事業に関係する各省からの財政支援は期待される技術的支

ところが、この 上院議員からの財政支援がより強い場合は、二〇一二年のLGPMSにおいて「歳入確保」 両者は地方自治体のパフォーマンスに相反する効果をもたらしていた。 のパ

員からの ンスが有意に高くなり、「教育サービス支援」のパフォーマンスも高くなった。豊富なポークバレルを持つ上院議 財政支援が地方自治体の効果的な行政運営にとって重要なものであることがうかがえる。

各省長官からの財政支援がより強い場合、二〇一一年のLGPMSにおいて「教育サービス支援」

0)

フ

他方、

阪大法学)70(6-93) 1379〔2021.3〕

フォ

になる可能性が指摘されている。

説 事業を実施する際には大量の文書作成を求められ、そのために時間をとられることが事業のスムーズな実施の障害 ものであることを考えれば、この結果は奇異なものにみえる。この問題に関しては、中央省庁からの予算に基づく ォーマンスが有意に低かった。中央省庁への財政支援の要請は、支援を必要とするプログラムを特定したうえでの

(5) 首長の属性

政治的志向性を有する首長が自治体の財政状況を正しく開示するとは考えにくいであろう。 めに政治資源を利用する傾向を指摘されてきたが (Blanc-Szanton 1991; McCoy 1991; McCoy 1994)、このような くなった(二〇一二年)。従来、ビジネス一族出身の首長に関しては、 ことが明らかになった。すなわち、ガバナンスの評価基礎分野の「財政状況の開示」のパフォーマンスは有意に低 首長がビジネス一族出身か否かが地方自治体のパフォーマンスに与える影響については、マイナスの効果を持つ 自らの親族や友人の個別利益を実現するた

進め政策効果を高めるという一般的な想定とは必ずしも整合的ではない結果となったが、自治体が直接サービスを 提供する政策分野である「保健サービス」においてNPMを重視する首長を擁する自治体のパフォーマンスが高 育サービス支援」に関する地方自治体のパフォーマンスは低かった(二〇一二年)。NPMが地方行政の効率化を という結果は、 いては二〇一一年および二〇一二年のいずれもパフォーマンスが有意に高くなった一方、「資源配分利用」と「教 ォーマンスにどのように影響するかという点については、NPMを重視する首長の下では、「保健サービス」につ また、首長が顧客満足を重視し、説明責任や情報公開に重きを置くNPMを志向するか否かが地方自治体のパフ 顧客志向で結果を重視するNPMの効果が自治体パフォーマンスに表れていることを示すものと考

つの要素であることを示しているといえよう。

えてもよいであろう。

ハー考察とまとれ

なる。 の接触がパフォーマンスを高めるのかを明らかにしようとした。分析の結果を再び簡潔にまとめると以下のように 本稿は、 の分析結果を受けて、「住民」をNGO、 住民と首長との接触が地方自治体のパフォーマンスを向上させるという小林 PO、ビジネス、一般住民に細分化した場合にどのアクターと :・大崎 (2019)および)西村

例は、 示した因果関係が実際に機能したケースとして、 を総合して考えれば、首長が民間企業関係者と頻繁に接触することは、民間からの財政支援の強化につながり、 支援を積極的に行った。これによって同州の海洋環境管理事業は比較的スムーズに実施されたのであるが、これと 方自治体による海洋環境管理事業がある (西村 2012)。この事業は、 のことによって地方自治体の歳入が確保され、 は対照的に、 ン州では州内で事業を展開する複数の民間企業が基金を設置して、 に加えて、「民間からの財政支援」がパフォーマンスを向上させる効果を有することも明らかになった。この二点 まず、一貫して地方自治体のパフォーマンスを高める方向に作用しているのは、ビジネスとの接触である。これ 民間企業と首長を中心とする地方自治体の関係が密接であることが地方行政のパフォーマンスを向上させる カビテ州では民間企業の積極的な参加が見られず、 行政パフォーマンスが高くなる、という推察が可能になる。ここで 筆者が以前に調査を実施したバターン州およびカビテ州の沿岸地 沿岸管理事業はなかなか進展しなかった。この事 州および州内自治体に対する財政 両州で対照的な様相を示した。まず、バ 的 ·技術的 ター

阪大法学)70(6-95) 1381〔2021.3〕

論 説 示された。これに加えて、NGOやPOが自らのプログラムに対する地方自治体の支援を要請する「陳情者」でな パフォーマンスを向上させる一方、NGOとの接触はパフォーマンスを下げる方向に作用する可能性が高いことが く地域社会や地方自治体の問題について協議をする「パートナー」として首長に接触する場合は、 次に、NGOおよびPOの首長との接触頻度と地方自治体のパフォーマンスの関係については、 地方自治体のパ POとの接

と地方自治体を含めた政府や政治家・官僚は相互に不信感を抱いている場合もある 合は、「パートナー」として十分な成果を挙げることは難しくなる可能性がある。 であるということがいえよう。NGOやPOは各団体の出自や中心事業の性質に応じて多様な性格を持つが、 (西村 2019b)。このような場

Oと首長や地方自治体の間の相互認識とそれに基づく相互関係がどのようなものなのかについて慎重な検討が必要 フォーマンスを悪化させることも明らかになった。この二点からは、「パートナー」という立場をとるNGOやP

営を求める「第六十四条運動」は、評議会の運営が開始された後も、 四条運動」の求めに市長が応じたという側面もあった。そして、評議会の運営そのものには決して消極的ではない 市長の下で評議会の設置・運営を開始した。これには、評議会の設置を強く求めるNGOやPOの連合体「第六十 できずに終わった よび市政府と対立し、 市長と市政府は、 同市は、長らく地方政府法が定めた開発評議会を設置してこなかったが、二〇〇一年に新たに就任したベルモンテ この点に関しては、二〇〇〇年代に地方開発評議会の運営を始めたマニラ首都圏ケソン市のケースが参考になる。 その初年度には、 試行錯誤しながら評議会での審議を前進させようとしていた。ところが、 (西村 地方政府法が期待するような機能 評議会のスムーズな運営にとっては時に障害となることもあった。このため、 2009)。この事例は、 地方自治体の抱える問題点を指摘しその改善を求めて運動を展開 ―開発計画および投資計画の策定-具体的な運営方法をめぐってしばしば市長お ―を十分に果たすことが 地方政府法の厳格な運 結局、 評

> (阪大法学) 70 (6-96) 1382 [2021.3]

について、

問い直しを迫るものであると言えるのではないだろうか

るい わゆる 「パートナー」 型のNGOが、 スムーズな地方行政の運営の妨げになる場合もあることを示しているよ

うに思われる。

からの具体的な要望 彼らとの接触が重要になってくるだろう。この結果は、 は有意に高かった。特に、「保健サービス」は一般住民のニーズが高いことから、 目でパフォー そして、 一般住民との接触については、その頻度が高い場合、 マンスが有意に高くなったほか、 (言葉を換えれば「事業提案」) 社会政策分野の がなされることが重要だということを示唆する。 地方自治体が「開発計画」を策定する場合には、 「保健サービス」でも地方自治体のパフォ 行政管理分野の 「開発計画」、「歳入確保」 この分野の政策実施のためには すなわち 般住民 の各項 マ ンス

るパトロン―クライアント型の関係が、従来批判されてきたように地域の公共利益の実現を損ねるものなの は良くなるという事実を併せて考えるならば、首長が個々の支持者 具体的な政策の立案・実施にとって一般住民との接触が重要であるということである の点は、 NGOが「パートナー」としてではなく「陳情者」として首長と接触した方が自治体パ (住民) に対して個別利益を提供する、 フ か マ ンス わ

持つより多くの住民の意向に必要以上に忖度することになり、 スが下がることが確認された。これは、 最後に、 首長が住民参加志向である場合の地方自治体のパフォーマンスであるが、このケースではパフォ 首長の住民参加志向が強いほど、さまざまに異なり時には対立する利害を 政策をスムーズに実施できなくなる可能性がでてく マン

パフォー ることを示唆する。この点は、 マンスを低下させているという結果からも支持されることであろう。 一般住民とのより頻繁な接触が行政管理分野の 「資源配分利用」(二〇一一年)の

首長と住民との関係が地方自治体のパフォーマンスにどのような影響を与えるかについて検討してきた。

以上、

阪大法学)70(6-97) 1383〔2021.3〕

要があるだろう。

説

ここで示した分析結果の解釈・考察の妥当性については、具体的事例についての分析を通じて明らかにしていく必

日本国際政治学会二〇二〇年度研究大会(一〇月二三日―二五日、オンライン開催) の東南アジア

学)に篤くお礼を申し上げます。なお、本稿に残された問題点はすべて筆者の責に帰すべきものであること 論者として貴重なコメントをお寄せくださった日下渉先生(名古屋大学)および小山田英治先生(同志社大 分科会Iにおける発表原稿に加筆修正を加えたものです。分科会責任者の増原綾子先生 (亜細亜大学)、討

(1) 一九九一年地方政府法の第四章(三四条~三六条)は、地方自治体がNGOやPOの活動を奨励し支援するとともに、 これらのアクターとの協力を促進することを定め、具体的な地方行政への市民参加を確保する手段として、地方特別会議 秩序評議会(Local Peace and Order Council、行政命令三〇九号(一九八八年)に言及した一一六条)において市民の参 Health Boards、一○二条~一○五条)、地方開発評議会(Local Development Council、一○六条~一一五条)、地方平和 Awards committee、三七条)、地方教育委員会(Local School Boards、九八条~一○一条)、地方保健委員会(Local (Local Special Bodies)への市民の参加を規定している。例えば、地方入札委員会(Local Prequalification, Bids and

る。その役割は、地方自治体の短期・中期・長期の開発計画や公共投資計画を策定することであり、評議会が策定した計 画は地方議会の承認を経て地方自治体の開発計画に組み込まれる。市・町の評議会には、首長を議長として、すべてのバ 地方開発評議会は、一九九一年地方政府法によってバランガイ、市・町、州にそれぞれ設置することが規定されてい 地方議会の予算委員長、地元選出下院議員の代表のほかに住民代表(NGO、POなど)が評議員として参

加を確保することが規定されている。

(阪大法学) 70 (6-98) 1384〔2021.3〕

が規定されており、総会は少なくとも年二回開催することが求められている。必要に応じて、評議会に分科会を設置する 加するが、住民代表の数は評議員総数の四分の一以上とすることが求められている。評議会には執行委員会と総会の設置

- (3) NGOの中には,政治家が自らの政治的野心実現のために組織したものや,補助金目当てで実態を伴わないものが存 らの目標とする(Clarke 1998: 佐久間 2012)。このような性格を有するNGOが首長との関係を強化している場合には であろう。 NGOとの「協力関係」の下で実施される地方自治体の公共事業やプロジェクトは公共利益を実現するものとはならない 在し、これらは公共利益の実現を目指すのではなく自ら(あるいは自らの背後にいる者たち)の個別利益の実現をもっぱ
- $\widehat{4}$ 「必要に応じて」(回答数は一)は「年数回」に統合した。 **実査時の回答の中で、「わからない」および「無回答」(いずれも回答数は最大で二)は「(接触)なし」に統合し、**
- (5) 二〇一九年八月十一日、Dr. Maria Faina Diola へのインタビュー。
- 体が関与する範囲は、 教育分野は、教育課程の整備や学校の運営指導を教育省(Department of Education)が直接行っており、 教育省との協議のうえでの校舎の整備や奨学金の提供などに限られている。 地方自治

参考文南

Abinales, Patricio N. & Donna J. Amoroso. (2005) State and Society in the Philippines. Lanham: Rowman & Littlefield

Blanc-Szanton, Cristina. (1991) "Change and Politics in a Western Visayan Municipality," in Kerkvliet, Benedict J. and Resi B. Mojares ed., From Marcos to Aquino. Ateneo de Manila University Press, pp. 82-104

Brillantes, A. Jr. and Sonco II, J.T. (2011) "Decentralization and Local Governance in the Philippines," in E. Berman CRC Press, pp. 355-380 Public Administration in Southeast Asia: Thailand, Philippines, Malaysia, Hong Kong, and Macao. Boca Raton, FL

Bunte, Marco. (2011) "Decentralization and Democratic Governance in Southeast Asia: Theoretical Views, Conceptual Pitfalls and Empirical Ambiguities", in Aurel Croissant and Marco Bunte (eds.), The Crisis of Democratic Governance

(阪大法学) 70 (6-99) 1385 [2021.3]

論

- in Southeast Asia, London: Palgrave Macmillan, pp. 131-150
- of Readings (Vol. 1), University of the Philippines The Asian Pacific Region." in Tapales, Proserpina Domingo, et al. (eds.), Local Government in the Philippines: A Book

De Guzman, Raul P. and Mila, A. Reforma. (1993=1998) "Decentralization towards Democratization and Development in

[2021.3]

1386

- Hiskey, Jonathan T.. (2010) "The promise of Decentralized Democratic Governance," in Ed Connerley, Kent Eaton, and Paul Smoke (eds.), Making Decentralization Work, Colorado & London: Lynne Rienner Publishers, pp. 25-46
- Kawanaka, Takeshi. (2002) *Power in a Philippine Cit*y, Institute of Developing Economies Japan External Trade

(6-100)

- McCoy, Alfred W. (1991) "The Restoration of Planter Power in La Carlota City," in Kerkvliet, Benedict J. and Resil B Organization
- McCoy, Alfred W. (1994) "Rent-Seeking Families and the Philippine State: A History of the Lopez Family," in McCoy, Mojares ed., From Marcos to Aquino. Ateneo de Manila University Press, pp. 105-142
- Alfred W. ed., An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines. Ateneo de Manila University Press, pp (阪大法学) 70
- Pollnac, Richard B., Brian R. Crawford, and Maharlina L.G. Gorospe. (2001) "Discovering Factors that Influence the Success of Community-based Marine Protected Areas in the Visayas, Philippines," Ocean & Coastal Management 44, pp. 683-
- Villanueva, Pi. (1997) "The Influence of the Congress for a People's Agrarian Reform (CPAR) on the Legislative Process." in Marlon A. Wui et al. (eds.) State-Civil Society Relations in Policy-Making, Third World Studies Center, pp. 81-94.
- Wurfel, David. (2006) "Mining and the Environment in the Philippines: The Limits on Civil Society in a Weak State," Philippine Studies 54, No.1, pp. 3-40
- Rood, S. (1998) "An Assessment of the State of Knowledge Concerning Decentralized Governance under the Philippines" 1991 Local Government Code," Philippine Journal of Public Administration, 42(1 and 2).
- 東江日出郎(2017)『フィリピンにおける民主的地方政治権力誕生のダイナミクス』耕文社。

小林盾・大崎裕子 アの地方エリートサーベイから―』晃洋書房。 永井史男・岡本正明・小林盾編『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析―タイ, (2019)「フィリピンの社会関係資本 首長の社会関係資本は自治体パフォーマンスを向上させるの フィリピン,インドネシ か

佐久間美穂(2012)「フィリピンの地方政府 自治 日本貿易振興機構アジア経済研究所。 ―地方分権化と開発―」 船津鶴代・ 永井史男編 『変わりゆく東南アジアの 池方

西村謙一(2009)「フィリピンの地方自治への市民参加―ケソン市開発評議会の事例を中心に―」田坂敏雄編 『東アジア市

西村謙一 民社会の展望』御茶の水書房。 (2012) 「フィリピン沿岸州自治体の環境 『ガバナンス』」 船津鶴代・ 永井史男編 『変わりゆく東南アジアの地方自

治

日本貿易振興機構アジア経済研究所。

西村謙一 響を与えるのか―」」永井史男・岡本正明・小林盾編 (2019a)「フィリピン地方自治における開発評議会の効果 『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析―タイ, 住民参加制度は自治体のパフォーマンスにいかなる影 フィリ

インドネシアの地方エリートサーベイから―』晃洋書房。

西村謙一 『国際社会を学ぶ』(改訂版) (2019b) 「誰が政策過程に参加するのか?— 晃洋書房 フィリピン政治の変化の可 能性 戸田真紀子・三上貴教 勝 間 靖